

<p>して設立された国立がんセンターを前身とする。</p> <p>センターは、「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)に基づき、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能を相互に連携させ、その能力を効果的に発揮するとともに、独立行政法人制度のメリットを最大限活用し、我が国のがん対策の中核機関として日本のみならず世界への貢献を図り、世界をリードしていく責務がある。</p> <p>具体的には、センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進め、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むとともに、良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信等を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。</p>	<p>センターとして設置された国立循環器病センターを前身とし、以来、循環器病の克服を目標に、研究、医療、人材育成等を推進してきた。</p> <p>循環器病は三大死因のうちの二つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものといえる。このため、国家戦略として、「健康増進法」(昭和14年法律第103号)、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」及び「新健康フロンティア戦略」等に基づき、循環器病の克服に向けた取組が推進されている。</p> <p>センターにおいても、循環器医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。</p> <p>こうした中、センターは、循環器病における死に直結する疾病の治療法の開発、これらの疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療等、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病の克服に貢献していくことが求められている。</p>	<p>と神経学を総合的に実践する場として昭和61年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。</p> <p>精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害(以下「精神・神経疾患等」という。)は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。</p>	<p>医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。</p> <p>また、平成20年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。</p>	<p>期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成14年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。</p>	<p>老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。</p> <p>また、「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)(以下、「新成長戦略」という。)においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。</p> <p>センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。</p>
<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b></p>
<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>
<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービス</b></p>

スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項	スその他の業務の質の向上に関する事項
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項
(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>
(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進	(2)病院における研究・開発の推進
<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>	<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を</p>

着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。	着実に推進すること。
<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>	<b>2. 医療の提供に関する事項</b>
<p>我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の</p>	<p>我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、循環器病に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>臓器移植ネットワークにおける移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこ</p>	<p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を</p>	<p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医</p>	<p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、信頼関係を構築し、また、治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点</p>	<p>我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱(平成13年12月28日閣議決定)」に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進する</p>

<p>初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。</p>	と。	<p>支援する質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	療の提供を着実にを行うこと。	<p>病院等との連携を推進すること。</p> <p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>こと。</p> <p>高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。</p> <p>患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。</p>
<b>3. 人材育成に関する事項</b>	<b>3. 人材育成に関する事項</b>	<b>3. 人材育成に関する事項</b>	<b>3. 人材育成に関する事項</b>	<b>3. 人材育成に関する事項</b>	<b>3. 人材育成に関する事項</b>
<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>
<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>	<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>	<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>	<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>	<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>	<b>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</b>
<p>センター及び都道府県がん診療連携拠点病院等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外のがんに関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の循環器病に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の成育医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、国内外の長寿医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>

<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p><b>5. 国への政策提言に関する事項</b></p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>
<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>	<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>	<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>	<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>	<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>	<p><b>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</b></p>
<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国におけるがんに対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における循環器病に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p> <p>HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p> <p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>